

(4) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例</u>	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に</u>

規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。

(報告時期)

第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。